

平成27年12月22日

米原市議会議長 北村 喜代信 様

総務教育常任委員会委員長 松崎 淳

ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出する。

## 意見書第4号

### ヘイトスピーチに反対し、それをなくすための法整備を求める意見書

近年、日本では特定の外国人への憎悪表現、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっています。

2014年12月9日、最高裁判所は、京都朝鮮第一初級学校の付近において「スパイの子ども!」「日本から叩き出せ!」等のヘイトスピーチを大音量で行った団体およびその構成員らに対し、街宣活動の差し止めと賠償の支払いを命じた1審、2審の判決を維持し、上告を棄却しました。

また、奈良県においても平成23年、御所市の水平社博物館前で差別語を用いて被差別部落の住民や出身者を差別する街宣行動を行ったことに対し、奈良地方裁判所はこれを差別と認め、損害賠償を命じる判決を言い渡しています。

2014年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制するための法を整備されている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、政府におかれては、ヘイトスピーチをなくすための法整備を進められるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

滋賀県米原市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

法務大臣